

## 日野市こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施について

日野市は令和8年4月1日から、保護者の就労要件にかかわらず、乳幼児に通園の機会を提供し、適切な保育及び子育て支援を行うことで、乳幼児の健やかな成長及び保護者の子育て不安の軽減を図ることを目的として、下記のとおり、乳児等通園支援事業を開始します。

### 1. 対象児童

保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業など）、企業主導型保育事業を利用していない子どもで利用日現在0歳6か月～2歳（3歳の誕生日の2日前まで）の子ども

### 2. 利用上限時間

子ども一人当たり月10時間を上限（国制度10時間）

### 3. 利用料金（利用者負担）

国の1時間の利用料標準 300円 ⇒ 都補助を活用して「無償化」

### 4. 実施予定施設（2/10 現在）

私立保育園：6園 私立認定こども園：2園 私立幼稚園：4園

※2/10現在、審査中のため今後変更の可能性があります。

### 5. 事業概要

- ① 実施方法・・・定員を別に設け在園児と合同又は専用室で受入れを行う「一般型」、保育所等の空き定員を活用して受入れを行う「余裕活用型」。
- ② 利用方法・・・利用曜日・時間帯等を固定して特定の事業所を利用する「定期利用」又は、事業所、月、曜日、時間帯を固定せず利用する「柔軟利用」とし、いずれかの限定実施も可。
- ③ 開所時間等・・・事業者が定める。定期利用の場合は、こども1人当たり月10時間の利用可能枠を確保し、1回の利用時間は連続2時間以上（30分単位での設定可）とする。
- ④ 食事の有無や提供方法・・・事業者において定める。
- ⑤ 実施施設と施設ごとの利用法用や開所時間等は、3月1日頃、市ホームページで周知予定。

### 6. 利用手続き

利用者が、国が指定する「総合支援システム」において、「乳児等支援給付認定」の申請。市による認定証の発行後、「総合支援システム」において、利用者が施設に利用申込み、事前面談の申込み、利用予約などの手続きを行う。

### 7. 今後のスケジュール

2月18日（水）：子ども・子育て支援会議にて事業認可等の意見聴取

3月：広報ひの、利用者の認定の申請受付開始、設置認可、利用者への認定通知

4月1日（水）：開所

# 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る 子ども・子育て支援事業計画 代用計画の策定について

## 1. 策定の理由

- 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）における「乳児等のための支援給付」の創設に伴い、国が示す基本指針（※1）について次の改正が行われ、令和 8 年 4 月 1 日から適用される。

市町村子ども・子育て支援事業計画に基本的記載事項（必須記載事項）として、

- ① 乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。
- ② 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育又は乳児等通園支援をいう。）を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

- 基本的記載事項（必須記載事項）として新たに位置付けられるものがあることから、子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）の変更が必要となるが、本計画を変更することが困難である場合には、必要な事項を暫定的に定める代替措置として市が策定する計画（以下「代用計画」という。）によることが可能。
- 本計画の変更には一定の時間を要することから、令和 8 年 4 月 1 日の改正にあたっては代用計画を策定することにより対応する。
- 代用計画はあくまで暫定措置であるため、本計画の中間年見直しを行う際に、代用計画の内容について必要に応じて見直しを行った上で、本計画に反映させる。

（※1）「教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号）

## 2. 提供体制整備の方針

- 本事業は、令和 8 年度より給付制度として一定の権利性が生じることから、すべての対象のこどもが利用できるよう、提供体制の整備が求められている。
- 日野市では、市域全体を 1 つの提供区域とし、第 3 期日野市子ども・子育て支援事業計画（代用計画）において定める必要定員数に基づき、整備量の確保を進める。
- 現在、日野市で待機児童が発生している状況を踏まえ、保育の定員確保を最優先とし、既存施設の空き定員や空きスペースを活用して本事業を実施する。
- また、本事業の実施目的を踏まえ、対象のこどもが幅広く利用できることを重視し、1 人当たりの利用可能時間を設定する。市内の整備量の確保状況に応じて、利用可能時間の拡大も検討していく。
- 令和 8 年度以降の認可及び確認にあたっては、上記方針に基づき、事業所の実施内容や利用定員等について必要に応じ需給調整を行う。

### 3. 代用計画の内容 (別紙1) 参照

#### ① 乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ・ こども家庭庁より示されている「量の見込みの手引（改訂版 ver. 3）」に基づき定める。
- ・ 本計画からの主な変更点

	本計画	代用計画
位置付け	地域子ども・子育て支援事業	乳児等通園支援 (乳児等のための支援給付)
利用可能時間	こども一人当たり 月3時間 (※令和8、9年度の経過措置)	こども一人当たり 月10時間 (※2)
利用率	設定なし	設定あり(※3)

(※2) 一定程度継続的に乳児等通園支援事業所を利用できる時間設定とすることや、対象となる全てのこどもが等しく利用できる制度とする観点に鑑み、国において「こども一人当たり月10時間」とされていることを踏まえ、日野市においては「こども一人当たり月10時間」とする。

(※3) 「量の見込み」の算出等の考え方が改訂され、利用率について具体的な考え方が示された。令和7年度に実施している東京都の補助事業「多様な他者との関わりの機会の創出事業」の実施時間数を参考に利用率を設定し、乳児等通園支援事業の必要受入時間数を算出

#### ② 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育又は乳児等通園支援をいう。）を一体的に提供する体制に関する事項

- ・ 乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていないことから、利用乳幼児が満3歳に到達した後も、乳幼児期の発達の連続性を踏まえて切れ目なく教育・保育等を提供するため、市における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定める。